

証券コード 4240
2018年6月1日

株主各位

大阪府東大阪市渋川町4丁目5番28号
クラスター・テクノロジー株式会社
代表取締役社長 安達 良紀

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ2018年6月26日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.tosyodai54.net>) より2018年6月26日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具
記

1. 日 時 2018年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府大阪市都島区中野町5丁目12番30号
大阪リバーサイドホテル 5階B会場
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
 - 報告事項 第27期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 議決権の行使等に関する事項

- (1) 議決権行使書により議決権を行使される際に、議案に対し賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) インターネットにより議決権を行使された株主様につきましては、議決権行使書をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を株主様の意思表示として取り扱います。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを株主様の意思表示として取り扱います。
- (4) 議決権の具体的な行使方法につきましては、3ページの【議決権の行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.cluster-tech.co.jp>) に掲載させていただきます。

[議決権の行使についてのご案内]

- ◎当社では、定款第17条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。
- ◎当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【議決権行使書郵送による方法】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付ください。

【インターネットによる方法】

1. パソコン、スマートフォンを用いる場合

- (1) 「議決権行使ウェブサイト (<https://www.tosyodai54.net>)」にアクセスしてください。
- (2) 議決権行使書用紙に記載の「お願い」をご覧いただき、議決権行使コード及びパスワードを入力してください。
- (3) 画面の案内に従い、議決権行使してください。
- (4) 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、電話代等の通信料金及びプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

2. 携帯電話を用いる場合

- (1) 次のサービスがご利用可能です。なお、ご利用に際しましては、上記1.「パソコン、スマートフォンを用いる場合」と同様の方法で議決権行使ウェブサイト (<https://www.tosyodai54.net>) にアクセスのうえ、画面の案内に従い、議決権行使してください。

・iモード

・EZweb

・Yahoo!ケータイ

(iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo!Inc.、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標または登録商標です。)

- (2) 暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種であることが必要です。

- (3) 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、電話代等の通信料金及びプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人：東京証券代行株式会社

電 話：0120-88-0768（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時～午後9時

以上

(提供書面)

事 業 報 告

(2017年4月1日から)
(2018年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業の景況感が大企業製造業で、2006年12月以来、11年ぶりの高水準となり、中小企業でも製造業の回復がさらに進みつつあります。先行きの景況感につきましては、円高や中国における減速の兆しはあるものの、総じて安定的に推移しております。

このような状況のもと、当社は、事業方針「高精度・高機能に特化した樹脂製品の提供」と期初に掲げた「対処すべき課題」の具体的な施策である、①営業力の強化、②開発効率の向上、③経費の削減を引き続き推進してまいりました。

ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業での取組みとしては、引き続き大手エレクトロニクス機器メーカーなどに機能性素子部品を継続的に提供しています。これからも、高感度・超高速で進化するCMOSイメージセンサーを支える部品として、付加価値の高い分野でコストパフォーマンスに優れた製品を提供してまいります。

また、「対処すべき課題」の具体的な施策である「営業力の強化」では、機能性部品で培った強み・特徴を活かし、他市場・他分野（産業用機器、OA機器やレジャー関連分野等）への水平展開を過去数年間、積極的に推進してまいりました。その結果、マイクロ・テクノロジー関連分野を中心に、試作案件や量産案件の金型の売上高が2017年3月期に大幅に増加し、2018年3月期も引き続き高水準となりました。

パルスインジェクター®（以下、P I Jという）は、大学研究室及び各企業の研究・開発部門に対するフォローアップを強化し、お客様と連携して国内新産業創生への展開を推進しています。

マクロ・テクノロジー関連事業につきましては、一般の高圧受配電盤や重電業界向け需要は堅調に推移しているものの、当社の供給先（当社製品の販売先）と各電力メーカーとの取引動向により、当社の売上高が左右される傾向にあります。

高耐熱性・高熱伝導性・低温硬化などの固形封止材「エポクラスター®クーリエ」につきましては、引き続き半導体デバイスマーカーや産業機器メーカーなどへサンプル供給しながら事業を展開・推進した結果、レジャー関連で若干ながら採用されました。

「LED用白色材料」につきましては、市場の状況と要求が変化する中、技術課題の解決に時間を要しており、開発品のマーケット・ポジショニング（市場における優位性）と課題解決時期の両側面からビジネス継続性の見極めを検討しておりましたが、「LED用白色材料」の製品化は難しいと判断いたしました。今後は、当該材料開発で培った技術の他分野への用途展開についての調査・検討を行ってまいります。

以上の結果、当事業年度の全社の業績は売上高は743百万円（前年同期比10.2%増）、売上総利益296百万円（前年同期比18.5%増）、営業利益25百万円（前年同期は営業損失55百万円）、経常利益27百万円（前年同期は経常損失54百万円）、当期純利益41百万円（前年同期は当期純損失59百万円）となりました。

当事業年度のセグメントの業績は次のとおりであります。

ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業につきましては、機能性樹脂複合材料及び機能性精密成形品並びにP.I.J関連製品の売上高は565百万円（前年同期比20.8%増）、セグメント利益は264百万円（前年同期比30.2%増）となりました。

マクロ・テクノロジー関連事業につきましては、機能性樹脂複合材料、樹脂成形碍子及び金型・部品の売上高は167百万円（前年同期比11.1%減）、セグメント利益は26百万円（前年同期比30.2%減）となりました。

その他事業につきましては、医療薬品容器の異物検査事業などにより、売上高は9百万円（前年同期比43.6%減）、セグメント利益は4百万円（前年同期比45.5%減）となりました。

当事業年度の配当につきましては、経営体制及び今後の事業展開、内部留保の充実を図るために、誠に遺憾ながら配当を見送させていただくこといたします。

②設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は3百万円でした。主なものは、関西工場の成形材料関係の建物付帯設備であります。

③資金調達の状況

該当事項は、ありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第24期 (2015年3月期)	第25期 (2016年3月期)	第26期 (2017年3月期)	第27期 (当事業年度) (2018年3月期)
売上高(千円)	671,739	711,009	674,571	743,402
当期純利益又は当期純損失(千円)	△380,519	△208,732	△59,323	41,160
1株当たり当期純利益又は当期純損失(円)	△66.84	△36.67	△10.42	7.23
総資産(千円)	1,582,716	1,412,759	1,319,640	1,370,174
純資産(千円)	1,473,509	1,264,776	1,205,453	1,246,588
1株当たり純資産額(円)	258.84	222.17	211.75	218.98

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式数を控除した期中平均株式数に基づいて算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式数に基づいて算出しております。
3. 数値中の△はマイナスを表しております。

(3) 対処すべき課題

当社は、当事業年度の「対処すべき課題」である「経営の黒字化及び安定化」の具体的な施策を推進してまいりました。その結果、当事業年度の営業損益は黒字となりました。

このような状況下において、今後は、「経営の安定化である黒字経営の持続」とともに「当社の強みを顧客の付加価値向上と当社の利益向上に繋げていく」を課題として、以下の施策を積極的に推進してまいります。

① 当社の強みを活かした営業力の強化

機能性部品で培った強み・特徴を活かし、他市場・他部品への水平展開を引き続き、積極的に推進してまいります。具体的にはデジタルカメラ向け機能性精密成形品を中心とした映像機器に加え、OA機器、産業機器、レジャー関連等の分野で売上拡大を図ってまいります。

② 顧客提案力の向上と開発効率の向上

当社は昨年4月に開発本部の組織を見直し、顧客に密着した体制に組織変更いたしました。これにより、開発、生産技術、営業が一体となって顧客ニーズへの対応・実現に向け推進してまいります。

③ 経費の削減と人材育成

常に経費の見直し・削減を進めるとともに、各人のコミュニケーション・スキルを向上させ、上記の顧客提案力と開発効率の向上に繋げるような人材教育を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

当社は、ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業、マクロ・テクノロジー関連事業及びその他事業を行っており、各事業内容は以下のとおりであります。

① ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業

機能性精密成形品及び機能性樹脂複合材料、固形封止材、微細加工部品、パルスインジェクター[®]機器の製造販売を行っております。

② マクロ・テクノロジー関連事業

樹脂成形碍子、機能性樹脂複合材料などの製造販売を行っております。

③ その他事業

関東工場のクリーンルーム施設及び精密検査の技術を活用した医療品の容器の異物検査及び精密部品の組立などを行っております。

(5) 主要な営業所及び工場 (2018年3月31日現在)

本 社	大阪府東大阪市渋川町4丁目5番28号
関 東 工 場	茨城県久慈郡大子町大字浅川1212番地
東 日 本 営 業 所	茨城県久慈郡大子町大字浅川1212番地

(6) 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
59名	3名増	43.9歳	12.4年

(注) 従業員数は、就業員数であります。

(7) 主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2018年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式総数 5,692,800株
- (3) 株主数 3,350名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
河野 信夫	271,100	4.76
安達 良紀	235,800	4.14
小西 恒彦	202,000	3.54
閔 誠	170,000	2.98
安達 俊彦	165,000	2.89
株式会社SBI証券	119,400	2.09
佐野 貞彦	98,400	1.72
大熊 崇	90,000	1.58
長瀬産業株式会社	80,000	1.40
楽天証券株式会社	79,600	1.39

(注) 持株比率は発行済株式総数から自己株式数68株を控除して算出しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2018年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	安達 稔	
代表取締役社長	安達 良紀	開発本部長・製造第1本部長
取締役	藤田 雅之	営業・マーケティング本部長 (新市場開拓担当) 製造第2本部長、東日本営業所長
取締役	白戸 幸治	営業・マーケティング本部長(統括)
取締役	駒井 幸三	管理本部長
取締役（常勤監査等委員）	魚田 昌孝	
取締役（監査等委員）	松本 茂	弁護士・税理士
取締役（監査等委員）	酒井 正輔	中小企業診断士

- (注) 1. 監査等委員である取締役魚田昌孝氏、松本茂氏、酒井正輔氏は社外取締役であります。
 2. 情報収集や監査活動を日常的に行えるため、常勤の監査等委員を選定しております。
 3. 監査等委員である取締役魚田昌孝氏は、長年にわたり金融機関に勤務された経歴を持ち財務及び会計に関する相当程度の知識を有しています。
 4. 当社は、監査等委員である取締役魚田昌孝氏、松本茂氏、酒井正輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 白戸幸治氏は2018年3月31日をもって辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び取締役（監査等委員）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できるよう定款に定めております。これに基づいて、すべての取締役（監査等委員）との間に、法令が規定する最低限度額を賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等の額

区分	支給人數	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	6名 (1名)	34百万円 (1百万円)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	3名 (3名)	6百万円 (6百万円)
合計	9名	40百万円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第25期定時株主総会において年額1億円以内（ただし、従業員分給与は含まない。）と決議いただいたしております。
 2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第25期定時株主総会において年額2千万円以内と決議いただいたおります。
 3. 上記のうち、取締役（監査等委員を除く）の社外取締役分については、2017年4月1日から2017年6月28日までの報酬を記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該兼務先との関係

取締役（監査等委員）松本茂氏は、松本茂法律税務事務所の代表を兼務しております。

取締役（監査等委員）酒井正輔氏は、中小企業診断士事務所の代表を兼務しております。

当社は、上記のすべての兼務先との間に特別な利害関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

イ 取締役会及び監査等委員会への出席状況

区分	氏名	取締役会 (14回開催)		監査等委員会 (13回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 (常勤監査等委員)	魚田 昌孝	14	100	13回	100%
取締役 (監査等委員)	松本 茂	14	100	13	100
取締役 (監査等委員)	酒井 正輔	14	100	13	100

ロ 取締役会及び監査等委員会における発言状況

取締役（監査等委員）魚田昌孝氏、取締役（監査等委員）松本茂氏及び取締役（監査等委員）酒井正輔氏は、主に当社の事業に関する知見及び経営全般に関する見識を有する監査等委員としての発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	10,000千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10,000千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しあつ報告を受け、監査方法・監査内容を検討し、監査計画における監査時間及び監査報酬並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合などその必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し(会社法第399条の第2第3項第2号)、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項、第2項、第5項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保する体制」について隨時、取締役会で協議し決議しておりますが、決議内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として毎月開催して重要な業務執行に関する意思決定を行つており、監査等委員は取締役会に出席して業務執行取締役に対する監査・監督機能を果たす体制を構築しています。

法令遵守と社会倫理遵守が企業活動の原点であるとの認識のもと、コンプライアンスを各取締役自らが積極的に推進し、監査等委員がこれを監査・監督します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、適用ある法令及び社内規程に従って適正に行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動に関連するリスクについて、毎期経営計画に反映させて経営のマネジメントサイクルの中で統制し、リスクの低減を図ります。

具体的には、各取締役は自らの職務分掌範囲のリスク管理について責任を負うとともに、監査等委員も出席して毎月開催する経営会議の中でリスクに関する報告を行い、必要に応じて対応策について検討を行います。

さらに、自然災害などの非常事態による当社の事業継続リスクに備えて管理体制（BCMS）を構築しており、これを維持します。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画において毎期、会社の基本方針・計画を定め、これを軸として計画・実施・統制・評価の全社的なマネジメントサイクルを展開します。

各本部は、経営会議において、各本部の職務の進捗状況を取締役に報告し、職務執行の効率化を含めた継続的改善を目指してマネジメントサイクルを実践します。

- ⑤ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス教育を実施し、法令遵守と社会倫理遵守が企業活動の原点であることを教育します。そして、主管部門が中心となって職務の執行における適正な手続・手順を明示した社内規程を整備し、その運用は内部統制監査の仕組みの中で検出し、改善を進めます。
- 各本部の業務が法令・定款に適合していることを確認するために、代表取締役が、監査等委員、会計監査人と連携して定期的に内部監査室により適法性の判断を含む内部監査を実施します。
- ⑥ 監査等委員がその職務の遂行を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制
監査等委員会の意見を尊重し、内部監査室が監査等委員の要望に沿って監査等委員の職務の遂行を補助します。
- ⑦ 監査等委員の職務の遂行を補助すべき従業員の取締役からの独立性並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員の職務の遂行を補助すべき従業員の任命・異動については、取締役の指揮命令からの独立性を確保します。
- ⑧ 取締役及び従業員が監査等委員に報告するための体制及び報告をしたもののが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
法令の定めによるもののほか、重要な会議に監査等委員が出席し、内部通報規程の適切な運用などにより、報告者が不利な扱いを受けないことを含めた適切に報告するための体制を維持します。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理します。監査等委員は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、取締役管理本部長に事前通知します。
- ⑩ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、定期的に代表取締役と意見交換を行い、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握し、必要と認めれば是正を勧告します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの徹底、監査等委員への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査等委員及び全ての従業員がその重要性を共有するとともに、重要なりスクについては経営のマネジメントサイクルの中で統制し、リスクの低減を図っております。

- ① 主な会議の開催状況としましては、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役である監査等委員が全てに出席しました。その他、監査等委員会は13回、経営会議は12回開催いたしました。
- ② 各監査等委員は、代表取締役及び他の取締役を監査し、内部監査室及び会計監査人と密接に連携して監査等委員監査を実施し、代表取締役及び他の取締役を監督しました。
- ③ 内部監査室は各本部の業務が法令・定款に適合していることを確認するため監査等委員、会計監査人と連携して定期的に内部監査を実施いたしました。
- ④ 内部統制推進室は、随時、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、取締役会にその内容を報告しました。
- ⑤ 情報セキュリティリスクの管理のため、社内ネットワークの設置や情報保存用媒体に制限を設けており、特にマイナンバーについては別途管理規程を定め、情報漏えいリスクの軽減に努めています。また、インサイダー取引防止については社内教育を継続して行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

当期の剰余金の配当につきましては、業績の向上に鋭意努めてまいりましたが、当期の業績を勘案いたしまして、誠に不本意ではございますが、無配とさせていただきたいと存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,022,332	流 動 負 債	113,951
現 金 及 び 預 金	786,175	買 掛 金	38,232
受 取 手 形	19,162	未 払 金	20,146
売 掛 金	111,895	未 払 費 用	15,465
商 品 及 び 製 品	17,734	未 払 法 人 税 等	12,542
仕 掛 品	46,478	未 払 消 費 税 等	12,637
原 材 料 及 び 貯 藏 品	38,782	預 り 金	3,804
前 払 費 用	1,141	賞 与 引 当 金	11,123
そ の 他	961	固 定 負 債	9,634
固 定 資 産	347,841	長 期 未 払 金	9,634
有 形 固 定 資 産	340,746	負 債 合 計	123,585
建 物	172,006	純 資 産 の 部	
機 械 及 び 装 置	4,249	株 主 資 本	1,246,588
土 地	160,500	資 本 金	1,240,721
そ の 他	3,991	資 本 剰 余 金	1,393,981
無 形 固 定 資 産	4,675	資 本 準 備 金	1,393,981
ソ フ ト ウ ェ ア	4,395	利 益 剰 余 金	△1,388,054
そ の 他	279	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,388,054
投 資 そ の 他 の 資 産	2,420	特 別 償 却 準 備 金	38,185
長 期 前 払 費 用	2,335	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,426,239
そ の 他	84	自 己 株 式	△59
資 産 合 計	1,370,174	純 資 産 合 計	1,246,588
		負 債 純 資 産 合 計	1,370,174

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2017年4月1日から)
(2018年3月31日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
売 上 高	743,402
売 上 原 価	447,312
売 上 総 利 益	296,089
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	270,812
當 業 利 益	25,277
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	927
賣 電 収 入	2,017
そ の 他	125
當 業 外 費 用	3,070
賣 電 原 価	1,279
そ の 他	5
經 常 利 益	1,285
特 別 利 益	27,062
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	19,320
税 引 前 当 期 純 利 益	19,320
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	46,382
当 期 純 利 益	5,222
	41,160

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から)
(2018年3月31日まで)

(単位 : 千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剩余金合計	その他利益 剰 余 金		利 益 剰 余 金合計
当 期 首 残 高	1,240,721	1,393,981	1,393,981	56,432	△1,485,647	△1,429,214
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益					41,160	41,160
特別償却準備金の取崩				△18,247	18,247	-
自 己 株 式 の 取 得						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△18,247	59,407	41,160
当 期 末 残 高	1,240,721	1,393,981	1,393,981	38,185	△1,426,239	△1,388,054

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△34	1,205,453	1,205,453
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益		41,160	41,160
特別償却準備金の取崩			
自 己 株 式 の 取 得	△25	△25	△25
当 期 変 動 額 合 計	△25	41,135	41,135
当 期 末 残 高	△59	1,246,588	1,246,588

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	26～42年
機械及び装置	5～8年

② 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、従来より事業年度末において貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 追加情報

(役員退職慰労金制度の廃止)

役員退職慰労引当金について、役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末の要支給額を計上しておりましたが、役員退職慰労金制度を廃止し、2017年6月28日開催の第26期定期株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。これにより、役員退職慰労引当金を19百万円を取り崩し、残額については、固定負債の「長期未払金」として表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 636,421千円
2. 当事業年度末日満期手形

当事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の当事業年度末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 1,713千円

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	5,692,800	—	—	5,692,800

(2) 当事業年度の末における自己株式の数

普通株式 68株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	千円
繰越欠損金	173,069
減価償却限度超過額	314
賞与引当金	3,432
減損損失	86,516
長期未払金	3,414
未払事業税	2,303
その他	742
計	269,792
評価性引当額	△252,930
繰延税金資産合計	16,861

(繰延税金負債)	
特別償却準備金	△16,861
繰延税金負債合計	△16,861
繰延税金資産の純額	—

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

余資については銀行預金等の安全性の高い金融資産で運用しています。資金調達については運転資金としての短期的な借入を除き、銀行借入等は当面行わない方針であります。また、デリバティブ取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。与信リスクについては、当社の与信管理規程に従って、重要性に応じて取引先のモニタリングを行い、信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

③ 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、65.2%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと認められるものは含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (注)1	時価 (注)1	差額
(1) 現金及び預金	786,175	786,175	-
(2) 受取手形	19,162	19,162	-
(3) 売掛金	111,895	111,895	-
(4) 買掛金	(38,232)	(38,232)	-

(注) 1. 負債に計上されているものについては()で示しております。

2. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形 (3) 売掛金

短期決済予定のため時価は帳簿価額と近似することから、当該帳簿価額によっております。

(4) 買掛金

短期決済予定のため時価は帳簿価額と近似することから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

金銭債権は、すべて1年内に償還される予定であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者 が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	安達新 産業㈱	大阪市 西区	10,000	化学生産 薬品及び 合成樹脂 等の販売	—	当社製品の 販売、同社 製品の購入	製品の売 上(注)2	79,771	売掛金	9,608
							原材料等 の購入 (注)2	18,793	買掛金	5,879

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社製品の販売及び原材料等の購入については、市場価格を参考に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 218円 98銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 7円 23銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月18日

クラスター・テクノロジー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本秀男 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷間薰 
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クラスター・テクノロジー株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月25日

クラスター・テクノロジー株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 魚田昌孝 ㊞

監査等委員 松本茂 ㊞

監査等委員 酒井正輔 ㊞

(注) 常勤監査等委員 魚田昌孝、監査等委員 松本茂、監査等委員 酒井正輔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	あだちみのる 安達稔 (1944年9月10日生)	1967年4月 中央産業貿易㈱入社 1969年4月 株安達新商店(現安達新産業㈱)入社 1975年4月 同社取締役就任 1991年4月 当社設立代表取締役専務就任 1996年7月 代表取締役社長就任 2017年10月 代表取締役会長就任（現任）	70,000株
2	あだちよしのり 安達良紀 (1971年7月16日生)	1994年4月 東神電気㈱入社 1997年4月 当社入社 2007年4月 開発本部長（現任） 2007年6月 取締役就任 2014年7月 代表取締役専務就任 2014年10月 製造第2本部長 2017年6月 製造第1本部長（現任） 2017年10月 代表取締役社長就任（現任）	235,800株
3	ふじたまさゆき 藤田雅之 (1961年1月10日生)	1979年4月 日本専売公社入社 1992年1月 当社入社 2004年4月 関東工場長 2004年11月 取締役就任（現任） 2005年4月 製造本部長 2008年10月 製造第2本部長 2014年10月 営業・マーケティング本部長 （新市場開拓担当） 2016年4月 製造第2本部長 東日本営業所長（兼任）（現任） 2018年4月 営業・マーケティング本部長（現任）	500株
4	こまいいこうぞう 駒井幸三 (1958年10月13日生)	1981年4月 立花証券㈱入社 1994年9月 ソロス・グローバル・リサーチ 東京駐在員事務所入社 1995年6月 センチュリー証券㈱入社 株タカトリ入社 1998年1月 同社代表取締役社長兼営業本部長 2004年12月 当社社外取締役就任 2013年6月 当社社外取締役就任 2017年6月 取締役管理本部長（現任）	0株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 本議案について、監査等委員会において検討がなされました。特段指摘すべき点はございませんでした。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

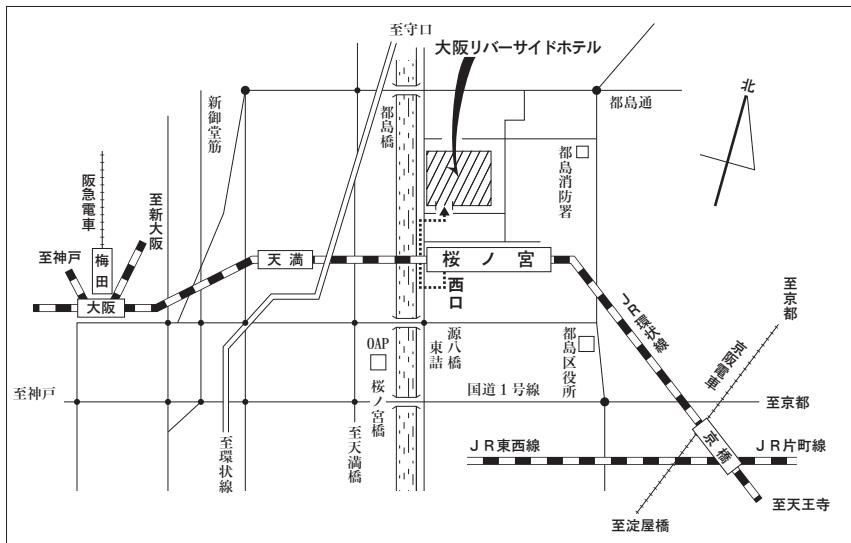
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	魚田昌孝 (1945年2月1日生)	1967年4月 枚岡信用金庫入庫 1979年11月 合併により阪奈信用金庫 2004年6月 同金庫理事就任 2005年2月 合併により大阪東信用金庫 2005年2月 同金庫理事監査部担当 2006年7月 同金庫理事コンプライアンス部担当 2009年6月 当社監査役就任 2016年6月 当社監査等委員就任（現任）	0株
2	松本茂 (1952年2月14日生)	1985年4月 弁護士登録（現任） 1992年11月 税理士登録（現任） 2002年6月 当社監査役就任 2016年6月 当社監査等委員就任（現任）	0株
3	酒井正輔 (1943年6月14日生)	1966年4月 厚木ナイロン工業㈱入社 1968年7月 八尾信用金庫入庫 2003年7月 ハッコービジネスサービス㈱入社 2005年4月 ㈱ヒューマンリソーセス総合研究所入社 2008年4月 大阪市地域就労支援センター入社 2009年6月 当社監査役就任 2016年6月 当社監査等委員就任（現任）	200株

- （注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 各候補者はすべて社外取締役候補者であります。
 3. 魚田昌孝氏は、大阪東信用金庫の理事の経験を持ち、監査及び財務会計に関する相当程度の知識を有するものであり、その経験を当社の経営全般の監視に活かしていただきたく、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
 4. 松本茂氏は、弁護士及び税理士の資格を有し、また、酒井正輔氏は中小企業診断士の資格を有しております。両氏は直接会社経営に関与したことではありませんが、それぞれの経験を当社の経営全般の監視に活かしていただく、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
 5. 魚田昌孝氏、松本茂氏及び酒井正輔氏は、現在、当社の社外取締役であり、また各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、引き続き独立役員となる予定であります。
 6. 当社は、社外取締役との間で賠償責任を限定する契約を締結しており、その業務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府大阪市都島区中野町5丁目12番30号
大阪リバーサイドホテル 5階B会場
TEL 06-6928-3251（代表）
<http://www.osaka-riverside-hotel.co.jp>



- ・JR環状線桜ノ宮駅西出口徒歩3分
桜ノ宮駅【西口】を出て、北側【右】へ高架下を潜り抜けて100メートル程直進、右側にあります。
- ・駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・総会ご出席者へのおみやげはご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。